

子ども医療費助成制度の対象を 高校生相当年齢まで拡大しました

市では、子育て世帯へのさらなる負担軽減を図るため、令和5年4月診療分の医療費より、子ども医療費助成制度の対象年齢を中学生までから高校生相当年齢まで拡大しました。

	高校生等医療費助成制度	子ども医療費助成制度
対象	市内に住民登録がある高校生相当年齢の方 (15歳になった後の最初の4月1日から、18歳になった日以降の最初の3月31日まで) ※就職し保護者の扶養から外れた場合や婚姻した場合は対象外	市内に住民登録のある0歳～ 中学3年生の方(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)
対象医療費	健康保険が適用される医療費 【対象外】・保険適用外のもの(健康診断、予防接種、文書料、差額ベッド代等) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるもの(学校管理下でのけが等) ・交通事故など第三者行為によるもので、損害賠償等を受けられる場合	
自己負担額	入院1日300円、通院1回300円、調剤無料 (市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)	
助成額	3割負担の医療費から自己負担額を差し引いた額	
助成方法	医療機関で医療費(3割)をいったん支払い、市に申請することで助成額が口座に振り込まれます。 ※受給券は発行されません	医療機関で健康保険証と子ども医療費助成受給券を提示し、自己負担額を支払う

◆**必要書類** 申請書、子どもの健康保険証、保護者名義の口座が分かるもの、領収書の原本、令和4年度の非課税証明書(令和4年1月1日時点で茂原市に住民登録がなく、住民税所得割非課税世帯の方)

◆**その他** ・令和5年4月診療分の申請は、5月1日⑩から受け付けます。
・支払日の翌日から2年以内に申請してください。

問合せ 子育て支援課(2階) ☎(20)1573 FAX(20)1610

地域で介護予防に 取り組む皆さんを応援!

市では、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で自主的・継続的に介護予防活動に取り組む団体に「茂原市地域介護予防活動支援事業補助金」を交付します。

◆対象団体

- 次の全ての条件を満たす団体
- 65歳以上の市民5人以上で構成された団体
- 市内に活動拠点を置き、介護予防活動に取り組む団体
- 地域の介護予防活動団体として情報を提供することに同意し、新規の参加希望者を受け入れることが可能な団体

◆対象経費

- 介護予防活動を行うために使用する会場の使用料
- 「もばら百歳体操」で使用する椅子、おもり、CD(DVD) プレーヤーの購入費

◆補助金額

対象経費のうち、上限10万円(1団体につき1回限り)

詳しくは、高齢者支援課ウェブページをご確認ください。

◆対象事業

- 次の全ての条件を満たす事業
- 地域の集会所など、定期的な通いの場を設けること
- 週1回以上、1回当たり1時間程度活動し、3カ月以上継続して、市が推進する「もばら百歳体操」を取り入れた介護予防活動を行うこと



問合せ

高齢者支援課

地域包括支援室(2階)

☎(20)1583 FAX(26)6788